

[事案 2022-105] 損害賠償請求

・令和5年3月14日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和61年3月に契約した終身保険について、以下の理由により、募集人が弁済した契約者貸付金を控除した貸付金相当額を損害賠償してほしい。

- (1)募集人は、契約者貸付のカードを認知症の母に作成させた上で、母に無断で平成13年3月から同年12月まで貸付を行った。
- (2)母の死亡保険金を受領した自分に、募集人から金銭を貸してほしいと打診があり、平成20年3月に500万円を貸し付けた。
- (3)金融商品取引業者である募集人は、助言業務に関して顧客から金銭の預託を受け、または預託させてはならない義務を負っているところ、募集人の行為は違法である。
- (4)保険会社が、生命保険契約の保険給付義務の履行および事務処理に際し、保険業法に従い適正に行うべき義務を怠った結果、損害を被ったことから、保険会社は債務不履行責任を負う。
- (5)募集人は、平成26年11月から令和2年11月までの間、貸付金を一部弁済したが、保険会社に対して有する損害賠償請求権は、母の唯一の相続人である自分が相続している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人と申立人との間の契約者貸付の授受は、生命保険の募集とは全く関係のない個人間の取引である。
- (2)募集人が契約者貸付を受領した行為および死亡保険金から500万円の貸付を受けたとされる行為は、保険募集と関係がなく保険業法の適用はない。
- (3)募集人の行為は、保険会社の事業の範囲に属せず、生命保険の募集という職務の範囲に含まれないことは明らかである。
- (4)本契約は金融商品取引法が適用される商品ではなく、募集人の行為について金融商品取引法違反は問題とならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求および主張の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、申立人と保険会社の主張が対立していることからすれば、詳細な事実認定を前提とした慎重な検討が必要で、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考えられることから、裁定手続を打ち切ることとした。